

[事案 22-104] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

同時に加入した変額保険、医療保険について説明不足等があったとして、契約を無効とし既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 1 月を契約日とする変額保険(契約①) および医療保険(契約②)に加入したが、下記のとおり、加入時の重要事項説明の不足、もしくは説明義務違反にあたるので、2つの保険契約を無効とし、これまで払い込んだ保険料を返してほしい。

契約①…募集人より、0%、3.5%、7%における変動リスクについての説明は受けたが、0%を下回ることがあるとは聞いていない。

相手方会社の運用では0%は今までないと言っていた。

契約②…募集人に対し、保険料払込期間は定年(65歳)までとしたい旨伝えていたにもかかわらず、説明を受けることなく終身払込みとなっていた。

<保険会社の主張>

以下のとおり、変額保険、医療保険に関する説明は適切に行っており、申立人の請求に応じることはできない。

1. 契約①について

・「例示の運用実績につきましては、上限または下限を示すものではありません。0%を下回り、運用実績がマイナスになる場合もあります。」との記載がある設計書のほか、重要事項説明書、パンフレットおよび特別勘定のしおりを使用して、解約返戻金には最低保証がないこと、およびマイナス(0%を下回る)での運用もありえることなどの説明を行っている。

2. 契約②について

- ・当初、65歳保険料払込期間満了にて提案を行ったが、申立人より、月々の保険料負担額を夫婦合計で3万円くらいにしたいとの要望があり、かかる要望に近づけるべく、保険料払込期間を終身に変更し、あらためて説明、提案を行い、申立人より了承を得て申込に至ったものである。
- ・申立人より受領した生命保険申込書、および申立人に交付した生命保険証券にも、保険料払込期間が終身である旨明記している。

<裁定の概要>

申立人の請求の法的根拠は明らかではないが、契約①については、錯誤による無効(民法95条)、消費者契約法4条1項1号(不実告知)もしくは2号(断定的判断の提供)に基づく取消しを主張するものと、また、契約②については、錯誤による無効(民法95条)を主張するものと解し、申立書、答弁書等の書面の内容および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、いずれの主張についても認めることができず、本件申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 契約①について

下記により、消費者契約法 4 条 1 項 1 号（不実告知）もしくは 2 号（断定的判断の提供）に基づく取り消しを認めることはできない。また、申立人に錯誤（民法 95 条本文）があったとは認めることはできず、仮に申立人が錯誤に陥っていたとしても、申立人には重過失があると言わざるを得ないので、申立人から無効を主張することはできない（同条ただし書き）。

(1) 次の事実によれば、変額保険については、特段の事情のない限り、募集人は運用悪化時のリスクの説明は行っていたものと推認せざるを得ない。

- ① パンフレットには、特別勘定による運用リスクの説明が記載されており、「ご提案設計書補足資料」には、特別勘定運用実績が 0.0%、3.5%、7.0% の際の解約返戻金等の額が例示され、かつ、「例示の運用実績につきましては、上限または下限を示すものではありません。0% を下回り、運用実績がマイナスになる場合もあります」と記載され、「重要事項説明書（注意喚起情報）」にも、運用リスクについての記載がある。
- ② 「意向確認書」には、変額保険では解約返戻金額等が特別勘定の資産運用の成果により変動することがあることを了承しているか、等の質問事項が記載されており、申立人は、いずれの質問事項についても「はい」に○を付け、これから申込みを行おうとする保険契約が自分のニーズ（意向）に合致していることを確認する旨の欄に自署している。
- ③ 保険証券には、運用実績を常に 3.5% とした場合の解約返戻金額表が載っているが、実際の数値は運用実績等により異なることが注記されている。

(2) 下記のとおり、上記の「募集人は運用悪化時のリスクの説明は行っていた。」との推認を覆すような特段の事情は認められない。

- ① 契約申込み当時、申立人は十分な判断能力・理解力が具わっていたと考えられる。また、契約申込みに至るまで、募集人は少なくとも 2 回は申立人宅を訪問し、そのうちの少なくとも 1 回は、変額保険と医療保険を合わせて 2 時間程度の説明を受けたことは、申立人も認め、ひと通りの説明はなされたものと思われる。
- ② 一般的に、変額保険の内容をパンフレットなしで説明することは著しく困難であり、募集人はパンフレット等を利用しながら、ひと通りの説明をしたことが推認できる。
- ③ 申立人も、意向確認書面に記載されている各質問を自分で読んで「はい」にマルを記入したことは認めている。
- ④ 募集人が将来の運用の見込みについて言及した可能性を全く否定することはできないと思われるが、申立人が述べるような、運用実績が 0% を下回ることはないとの

「断定的判断」まで提供したとまで認めることはできない。

2. 契約②について

下記のとおり、保険料払込期間を「終身」とすることは、申立人も了承していたものと推認せざるを得ず、このような推認を覆すに足りる特段の事情の存在を認めることができないことから、申立人に錯誤（民法 95 条本文）があったとは認めることはできず、仮に申立人が錯誤に陥っていたとしても、申立人には重過失があると言わざるを得ないので、申立人から無効を主張することはできない（同条ただし書き）。

- (1) 申込書には、主契約・特約の保険期間は「終身」、払込期間も「終身」であることが明記され、申立人が署名捺印をしている。捺印は、「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書」受領欄にもなされている。保険証券にも、保険料払込期間が「終身」であることが明記されている。
- (2) 医療保険は、保障期間、保険料の額・払込期間、保障内容の組合せで決められるものだが、募集人は、募集時にパソコンを利用して、これらの組合せを見せて、その中から申立人が選択した、と述べている。この募集人の供述は、医療保険の内容を決める際のプロセスとして自然であり（特に保険料の総額について制約がある場合）、不合理なものではない。